

## 平成19年度 第2回木更津市下水道事業審議会会議録

日 時 平成19年10月30日(火) 午後1時30分から3時30分まで

場 所 木更津下水処理場1階会議室

出席者 (1) 下水道事業審議会委員

市議会議員	大野俊幸、石井量夫、高橋てる子
学識経験者	荒井弘導、木村澄男、堤一之 鈴木敏子、天野早苗、渡邊洋治
受益者代表	竹村清、宮森文郎、綱島光雄 村田茂、金子邦夫、大澤義春 玉造福壽、緑川義雄、江野澤政広 齋藤三郎、渡利明、平岡憲子 大和晃
市職員	服部善郎

以上23名

(2) 市執行部職員

都市部長	新井守
都市部次長	廣部行雄
参事兼下水道推進課長	齋藤勝幸
下水道推進課副課長兼業務担当総括	石井幸一
下水道推進課施設担当総括	伊藤一郎
〃 建設担当総括	須藤宏一
〃 計画調整担当総括	三澤宏昭
〃 業務担当副主幹	富田精一
〃 業務担当副主幹	友松茂

以上9名

(3) 傍聴人

0名

議題及び公開又は非公開の別 (公開)

(1) 受益者負担金について

(2) その他

(1) 開 会

(司会：三澤計画調整担当総括) それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成19年度第2回木更津市下水道事業審議会を開催いたします。会議の開催にあたりまして新井都市部長より一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

(新井都市部長) 皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました、都市部長の新井でございます。本日は大変お忙しい中、下水道事業審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、常日頃から本市の下水道事業につきまして深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

す。さて、下水道は私が改めて申し上げることもなく、市民の生活環境の改善や、川や海の水質を保全するために不可欠な都市施設でありまして、昭和60年3月に一部の区域において供用開始して以来、順次整備を図っておりますが、しかしながら現在、公共下水道の普及率は18年度末現在38.4%にすぎません。今後とも皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。さて、本日の議題は受益者負担金についてということでございますが、下水道が整備されたときにその排水区域内にある土地を持っている方から、整備費の一部を負担していただくこの受益者負担金につきまして、その制度の内容と算定方針について本日も議論をいただく予定でございます。委員の皆様のご十分なご審議ご意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単ですが私の挨拶に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会) それでは会議に入ります前にお手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきますと思います。まず、1枚の紙が座席表と本日の審議会次第ということで2枚入っておるかと思っております。次にホチキス留めとなっております第2回木更津市下水道審議会資料、これはページ数で22ページまでの綴りとなっております。皆様、資料の方はお揃いでしょうか。

(委員) はい。揃っています。

(司会) それでは、これより議事の方に入らせていただきたいと思います。木更津市付属機関設置条例第6条によりまして、荒井会長に議長を務めていただくこととなっておりますので、荒井会長、議長席へお願いいたします。

(議長：荒井会長) はい。

(司会) それでは議長よろしくお願いいたします。

(議長) 皆さん、こんにちは。本日は今ご案内ありましたように、第2回の下水道事業審議会ということで審議会委員の皆様には本当にご苦労様です。ありがとうございます。それでは、条例に従いまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議は委員総数23名中、出席委員は22名であります。よって木更津市付属機関設置条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を得ておりますので会議は成立いたしました。またこの会議は木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき、会議及び会議録を公開することとなっており、会議録作成のために録音させていただいておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

今ご出席いただきまして23名中、23名の出席ということでご訂正いただきたいと思います。なお、議事に入る前に会議録署名人の指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に綱島委員さん、ひとつよろしくお願いいたします。

(綱島委員) はい。

(議長) のちほど会議録は事務局で作成いたしまして、後日、確認とご署名をお願いいたします。本日は傍聴人がいませんのでその件に関するものについては割愛させていただきます。

それでは議題に入らせていただきます。まず、議題の1、お手元の資料をご覧くださいと思います。第1の受益者負担金について事務局より説明をお願いいたしますけれども、受益者負担金の制度については石井副課長から、負担区については齋藤課長さんから説明をよろしくお願いいたします。

(石井下水道推進副課長) こんにちは、下水道推進課の業務担当総括の石井と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは下水道の受益者負担金制度について3点に分けて、ご説明を申し上げたいと思います。まず最初に受益者負担金の源泉、前から現在に至るまでの経過を

お話させていただきたいと思います。続いて受益者負担金の法律の根拠、これについてお話をさせていただきます。続いて3番目には木更津市の受益者負担金の制度の概要についてお話をさせていただきます。まず源泉ですが、現在の受益者負担金制度を市町村において積極的に採用するようになったのは、昭和40年代の中頃からです。それは、受益者負担金制度の根拠法であります都市計画法が、昭和43年に大改正され、いわゆる都市計画「新法」第75条に「受益者負担金」が規定されたということです。それを受けまして昭和44年9月1日に建設省都市局長通達により「都市計画下水道事業受益者負担金の徴収について」というものが各都道府県知事及び指定都市の長宛に通知されたことによるものです。この通達に基づきまして、「各地方公共団体の下水道事業受益者負担金条例の制定のための事務の参考としての標準条例案」が添付され、これに基づきまして、各市町村に条例が作成されたところによります。受益者負担金制度は下水道事業を実施する市町村の安定した建設財源を確保するための仕組みとして活用されているところであります。しかし、この通達が発せられた頃と同時期に、受益者負担金に関する訴訟が北九州市をはじめとし全国8つの都市において起こりました。これらの訴訟は奈良県大和郡山市において昭和63年4月21日に上告棄却となるまで、約20年間にも及ぶ長い裁判となりました。結果は、全国すべての都市において行政側の主張が通りました。これは、住民生活に欠くことのできないナショナル・ミニマムである下水道事業を進めていくうえで、国や地方公共団体がその財源をどこに求めるべきかという基本的な問題について議論が交わされ住民がその財源の一部を負担する方法として受益者負担金は適正な仕組みであることを裁判所が是認したものです。結論的には行政側の主張が通ったわけですが、受益者負担金制度に内在する様々な問題について争われた訴訟であったんですが、これらの訴訟と時期を重ねながら下水道財政研究委員会あるいは都市計画中央審議会において受益者負担金制度が議論され、下水道事業を実施する市町村にとって活用しやすい、また、市民の理解が得られやすい制度として、基本的な考え方やその実施方法について幾多の変遷を重ねまして、現在の下水道事業において定着するところになってきました。これについての詳細は資料の6ページから7ページに記載されておりますが、これは後ほど見ていただければわかると思いますので、よろしく願いいたします。続いて受益者負担金の法的根拠でございますが、公共下水道事業が都市計画事業として実施される場合は都市計画法第75条を根拠として受益者負担金制度を採用しております。また、都市計画事業として実施されていない場合は受益者負担金ではなく、分担金とします。この場合は地方自治法第224条が根拠となります。公共事業は、通常、その受益が広く一般に及ぶため、その財源は主に税金によっています。しかし、事業によっては特定の者に対してのみ著しい利益が生じる場合がございます。そのようなとき、当該利益を受ける者に対して、その利益の範囲内で事業費の一部を負担してもらうことにより、負担の公平を図ろうというのが受益者負担金制度の基本的な考え方です。受益者負担金制度は、下水道事業以外にも道路事業や河川事業等の他の公共事業についても該当しますが、受益者の範囲や受益の程度が明確にしにくい等の理由により実際に採用されているのは、現在のところ公共下水道事業のみとなっております。公共下水道事業について受益者負担金制度が採用されているのは、1つ目に下水道が整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確であること。2つ目に下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性、快適性が著しく向上し結果として当該地域の資産価値を増加させること。等々の理由から受益者負担金制度が採用されています。では最後になりますけれども、本市の受益者負担金制度の概要についてお話をさせていただきます。資料の4ページをご覧ください。まず、

条例がありまして、木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例というものが昭和59年4月1日施行されております。受益者の範囲ですが、受益者は事業により築造される公共下水道の排水区域内に存在する土地の所有者、ただし地上権・質権又は使用貸借、あるいは賃貸借による権利の目的となっている土地については、その権利者というのが受益者というふうの設定をしております。負担区については、受益者負担金が「当該事業に要する費用の一部を」受益者に負担していただくことができる規定となっております。排水区域が広いために区域全体の事業が終了するまでに相当の期間を要すること、地形等土地の状況によって建設費が著しく異なることから、負担金の対象となる事業費を区域ごとに分割して算定しております。この区域を負担区といいます。現在、木更津市においては第1負担区から第4負担区を設定しています。負担金の対象費用ですが、負担金の総額の決定に当っては受益の範囲内で事業費の一部を負担していただくという原則に立脚しつつ末端管渠整備費相当額を目途としております。また、個人の受益者が負担する額は負担区の負担金総額を当該負担区の総地積で除して得た額に負担率補正4分の1を乗じて得られた額に、当該受益者が所有しております、地上権等を有する土地の面積を乗じて得た額、木更津市が負担区ごとの単位負担金額は、1㎡あたり500円から700円です。それから、徴収については徴収方法は3年分割の年4回の納付となっております。一括納付もございまして、これについては一括納付報奨金制度を採用しています。以上、雑駁ですけれども受益者負担金制度についての説明を終わらせていただきます。

(議長) はい、ありがとうございます。続きまして負担区については、齋藤課長さんからよろしくをお願いします。

(齋藤下水道推進課長) 皆さん、こんにちは。私からはまず始めに、この図面におきまして公共下水道の現状につきまして簡単にご説明を申し上げます。ちょっと後ろの方、見にくくて恐縮ですけども、お解りいただけますでしょうか。このピンクで塗ってある区域、これがいわゆる全体区域といたしまして、約5,493ha、これは本市がこれから公共下水道を整備していく地区でございます。これがピンクで塗られた所が全体区域として位置づけをされております。その中でこれを一気に工事はできませんので、それぞれ地区ごとに事業認可をとって整備をしていく、というのが現状でございます。それで、先ほどお話もありましたように、事業認可区域というものがこの全体計画の中から約2,400ha、事業認可が決定しております。この事業認可区域というものは、この紫色でくくったところが事業認可を得ている地区です。これは、市街化区域の概ね70%ぐらいのところは現在、事業認可を受けて整備をしております。この様な現状の中で未整備というのはどの辺かと申しますと清見台のだいたい中央、大通りから北側がほとんど未整備です。それから、畑沢地区が未整備でございます。その他にぼつぼつと貝渕であるとか桜井、こういうところがまだまだ整備が遅れているというのが現状になっております。この様な状況で普及率というのは38.4%となっております。水洗化率は87.9%でございます。公共下水道はこの様な状況になっておりますが、先ほど部長の方からもお話がありました様になかなか整備が、多額なお金と年数がかかり大変ご迷惑をおかけしております。その様なことが現状でございます。以上のことを踏まえた中で、これから皆様方にご審議をいただき、負担区について簡単にご説明をさせていただきます。皆さんのお手元の資料の9ページをお開きいただきたいと思います。9ページの一番上の方に負担区ということで、事業認可区域ということで、中央地区、これが約131haでございます。その次に駅東地区、これが同じく131haです。あと貝渕・潮浜これが60、畑沢・上総・清見台・請西・烏田・金田・岩根とこういった地区が先ほど

申し上げた事業認可を受けている区域でございます。一部、畑沢のところに君津富津処理区ということで8haほどあるんですが、これは地形的に木更津の処理場で処理できないということで、君津市の方をお願いをして処理をしていただいているものがここに8haございます。それとは逆に上総アカデミアパークの中に君津市の地籍でありながら、うちの方で処理をしているものもあります。

こういう状況になっております。そういうことで、事業認可区域というものが約2,400ha、現在受けております。この様な状況で認可区域のなかで区画整理事業であるとか、民間の開発により公共下水道が整備されました、例えば請西の第3地区、港南台、烏田地区、それから民間でやった八幡台であるとか大久保、こういった地区というのはすでに公共下水道が整備されて市が引き取っていますので特に負担区というものは設定していないというのが現状でございます。お手元の資料の11ページをお開きいただきたいのですが、まず、からし色で表示しております区域がいわゆる、第1負担区とっております中央地区、これは131haございます。それから、第2負担区が黄色で表示しております。これが駅東部・貝渚で約208ha、第3負担区が赤色で清見台・請西・畑沢こういうところが第3負担区です。それから第4負担区が緑色、清見台・請西・畑沢で合計で399haです。こういったものが先ほど説明したとおり、第1負担区から第4負担区まで決定をしております。それがいわゆる負担区と言われているものでございます。そこで今回、皆様方にご審議をしていただくところは、11ページの図面に表示してありますが金田の中島集落地区、中里・江川地区、桜町、この3箇所が事業認可区域でありながらまだ負担区が決まっていないということです。これを仮称第5負担区ということで今回設定をしていただくものでございます。だいたい図面の方でお解りいただけましたでしょうか。次に2番目のお手元の資料の、先ほど副課長の方からもご説明ありましたように、この負担金の算定、どのようにして決めているかということですが、国の財政研究会の提言に基づきまして、受益者負担金の総額に受益者負担の算定面積で除して負担率の4分の1をかけて算出すると、こういう説明をしたと思いますがその受益者負担金の総額とは一体何かというと、これは国庫補助事業によらない、市単独で整備をする管、通称我々は単独管と言っておりますが、これが末端管渠整備費でございます。この末端管渠整備費というものは、そこから県費補助を引いて金額となりますが、最近では県費補助というのはないので、単価が総称だということでご理解をいただきたいと思っております。それから面積でございますが、これは地区内の道路や公園といった公共面積を除いた面積が算定面積となっております。そういうことで、この算式に基づいて具体的に金額的にはどうなるかと言いますと、受益者負担金の総額というのが21億2029万4千円ということになります。この根拠というのは地区内の管渠の延長にメートルあたりの単価をかけまして、出した金額が21億2029万4千円となっております。それから受益者負担金の算定面積というのは72万7200haということで、これを割りまして、先ほど言った負担率の4分の1をかけた金額が約729円とこういう算出になっています。そこで既存の負担金というのが現在まで第1負担区から第4負担区まで決まっておりますが、500円、500円、600円、700円とこういう負担区が定まっておりますので、今回、既存の負担金額を考慮いたしますと700円ぐらいが試算されているという様な結果が出ているわけでございます。このへんをもう一度、委員の皆さんにご審議をしていただくということが今回の主な狙いでございますのでよろしくお願いいたします。以上、大変分かりにくいと思いますが、またご質問の中でお答えをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

(議長) 只今、事務局から受益者負担金について説明をいただきました。地図、お分かりいただけますよね。それでは、質問や意見等ございましたら、発言をよろしくお願いいいたします。はい、高橋委員さん。

(高橋委員) 負担金って一回だけなんですか。それとも使っている間ずっと影響するものなんですか。

(議長) 事務局からお願いします。

(齋藤下水道推進課長) はい、お答えします。一回です。いただければ終わりです。

(高橋委員) はい、わかりました。

(議長) 他に何かありますか。はい、玉造委員さん。

(玉造委員) はい。10ページによりますと第5負担区の受益者負担金は、1㎡、729円というような値が出ていると、こういうこととございますよね。これでいくかどうかということが今日の主な議論の中心であると、こういうことですね。

(齋藤下水道推進課長) はい、そうです。

(議長) はい、高橋委員。

(高橋委員) 金田については、ここは半分だけですか。

(議長) 何ページですか。

(高橋委員) 資料の12、13です。

(議長) 地区についてですね。

(齋藤下水道推進課長) 金田はご承知のようにアクアラインがここに入っております。こちらが都市再生機構がやっております東、これが千葉県が施工している西、このような状況になっていて、今回お願いするところは、東の方の中島集落です。西の方はありません。ということでよろしいですか。

(高橋委員) そうすると東だけ負担金を決めるということは、東だけ先に下水道を整備するというふうに理解してよろしいですか。

(齋藤下水道推進課長) 東の地区の中島集落というのは区画整理の中に入っていない。だからこの地区を東が整備されると、当然この中はすり鉢になっちゃいますよね、だからその地区を将来引いてやろうと、こういうことで事業認可をとってあります。

(議長) はい、高橋委員さん。

(高橋委員) そうすると、まだできてないんだけど、将来のことを考えて今値段決めちゃうんですか。

(齋藤下水道推進課長) はい。

(高橋委員) そうすると、それを今決めなければいけない理由って何ですか。まだないところを決めるんでしょ。

(齋藤下水道推進課長) 一応ですね、負担区というのは事業認可を本来とったら即、負担区というものを設定して事業をしていくというのが基本になってまして、たまたまですね、江川・中里中島集落地区については13年ごろに認可をとってあるんです。ここは、本来もう少し早く負担区を設定しておく地区なんです。それがここは陸上自衛隊とかの関係でなかなか事業が進まないということで遅れたんですけど、ここもある程度整備の方も進捗も出ましたんで、決めよう。本来、もう少し早く決めるべきなんですけども、今回一緒にやろうとこういうことです。

(議長) はい、鈴木委員さん。

(鈴木委員) 私は牛込なんですが、金田地区と一緒にですか。

(議長) はい、斎藤課長。

(斎藤下水道推進課長) 牛込は地区外ですね。今回は中島地区だけで、でも全体計画には入っていますので将来的には。

(鈴木委員) はい、わかりました。

(議長) はい、綱島委員さん。

(綱島委員) 10ページの第1・第2・第3・第4負担区ですね、それぞれ500円・600円・700円でぴったりの金額になっておりますが、この2の単位負担金ですね、最後に負担金額を考慮した場合には700円ということになってますけども、第1～第4の場合にもやっぱり、そういうのがあったんですか。

(議長) はい、斎藤課長。

(斎藤下水道推進課長) ぴったりとですねはっきり言って数字というのは出て来ないんで、丸めた形がやっぱり一番いいんじゃないかということで、当時もそういう形でやってあると思います。

(議長) 他に、いかがでしょうか。はい、宮森委員さん。

(宮森委員) 2点ばかり質問したいんですが、住民のこの諮問会議とですね、この住民との意見交換とかここで決まったのが住民が間にどのように意見が反映されるのか。そういう一つの手続きがあるのかどうか。2つ目は、昭和58年度に4分の1という負担率が決められたんですが、ずっと何年も同じでまた今回も同じ負担率の決め方なんですが、今までの情勢とか考えてのことなんですかね、ご提案されたのは。

(議長) はい、2つ質問が出ましたが、お答えの方を斎藤課長さん、よろしくお願いします。

(斎藤下水道推進課長) ではまず、4分の1の件についてお答えしますと、先ほどから説明してますとおり、この4分の1というのがはたして適正かどうか、これが問題なんですよ。でも、市の方も提言の中では3分の1から5分の1にしろと、こういう提言があるんです。だからその中で市の方は中間の4分の1をとっています。これも千葉県下の市町村の公共下水道の状況とか、そういったものを参考にして、だいたい市町村に習って決めているのが現状であります。それから、住民へのご説明なんですが、これはこの会議の内容についてはホームページ等で出していますので、その辺をご理解いただきたいと思いますが、特にうちの方からどうこうはないんですけども、そういった媒体を使って市民には周知しているというのが現状でございます。

(議長) ホームページ見ない人にはどうするのかっていう意見があるんじゃないですかね。

(斎藤下水道推進課長) あとですね、市の広報に例えば下水道使用料改定するときもそうでした、広報でこの負担区については、また決まった段階において出していきたいということで理解お願いしたいです。

(議長) はい、斎藤委員さん。

(斎藤委員) 自分が現職の区長っていう立場からいうと、やっぱり委員会で決まったからってすぐ下へさげて、何が何でも意見を通すっていう考えでなくね、今の時代は下の意見も聞いて、それでこの17ページをちょっと見たら、木更津は500円から700円になってるんですが、ただ成田とかああいうところは141円から高値のところもあるけど、低いところについては、結構低いし、こういう千葉県内でもそうとうバラバラでほとんど4分の1だけでも、そういうところもあるっていうところは研究したことあるんですか。そこをちょっとお聞きしたいなと思う

んですが。あるっていうとやっぱり右へ習えではなく、低いところではそれなりに努力してるんじゃないかと思うし、それを研究してみる必要もあるんじゃないですか。ちょっとこの数字見た瞬間に考えがでるわけですから、その辺をちょっとお聞きするわけでございます。

(議長) 地区によって負担金の安いところ、高いところがあるんですけども、その辺は検討されているんでしょうか。はい、齋藤課長さん。

(齋藤下水道推進課長) 齋藤委員のご質問にお答えします。確かにこの表で見ますとバラバラなところもありますけども、基本的な考え方は提言に基づいた考えで、それで状況ですね公共の例えば管渠で決まってくるから、その管渠の補助対象になるとかならないとかが市町村によってみんな違ってくると思いますから、一概にそれがぴったり同じっていうのはなかなか難しいなと思うんですけども、基本的には各市町村は考え方としては同じであると、ただ結果的にこういうふうバラバラになってますけども、これは市町村のいろんな状況によって違ってくるということをご理解をお願いします。研究はしてみますけども。

(齋藤委員) 事情によって違うということなんですね。なるほど。一応こういった数字を見せられるとね。

(齋藤下水道推進課長) 今後、研究してみますのでよろしくをお願いします。

(齋藤委員) それから、先ほどの宮森さんの話のようにやっぱり広報見ない人もいろいろあるからね、やっぱりある程度、案は案としてもね地域住民にも聞く耳を持つっていうそういう行政であってほしいと思います。その点ひとつご検討いただきます。

(議長) 住民に対して意見を聞くっていうののお答えは。

(齋藤下水道推進課長) 確かにですね、齋藤委員のおっしゃる通り我々としてもこの審議会で全て決めるということは、基本的にはあまりよくないことであって、あくまでも市民本意の行政っていうのが我々としては考えております。ただその範囲が、全てが全部できるかっていうのは難しいので我々としては最大限、市民の理解を得られるような方法でこれからしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

(齋藤委員) まあ、いずれにしてもよろしくをお願いします。

(議長) はい、玉造委員さん。

(玉造委員) 基本的には受益者負担金の計算式でやっておりますのは、私は問題は受益者負担金の総額が適正かどうかと。面積はもう決まっていますから、こういう方式に従ってやってるわけですよ、ただまあ下水道は全市民に普及すれば一番いいわけなんですけど、第1負担区から第4負担区までは行政の都合もこれあり1・2・3・4と区分してると思うんです。実際には。ですから、時の物価の上昇とか推移によって、この事業費の総額いわゆる負担金の総額の算出が変わってくると思うんですよ。だからそれは、500、500、600、700と来ていて今回の第5負担区は729円だけでも、700円にしたらどうかという様な提案だと思いますが、今の時期だとこれ以上、上げることはできない、そうかと言ってこれまで第4負担区では700円の負担があるので、これよりは下げることもなかなか難しいことですから、私はちょっと早いんですが700円の負担はある意味では妥当かなと、こういうこととございます。現状でいけば、これより上げるっていうのはやはり私は難しいと思うんですよ。1・2・3・4・5、これから6・7とだんだん来ると思うんですけど、受益者負担金の総額、事業費の高によって決定するわけですけども、それはあくまでも順位を決めているのは行政の方で決めて、受益者が決めているわけではないんですね、そういうことも考慮すると、700円は妥当かなと、安ければ安い方



がいいんですけども今まで700円っていうのがあるから、これ以上、上げないっていうことで、これは妥当かなと私は思います。

(議長) はい、どうもありがとうございます。竹村委員さん。

(竹村委員) 玉造委員とちょっと似てるんですが、下水道の恩恵を長く受けている方の負担が少なく、今から恩恵を受けようとしている方の地域の方が負担金が大きいついていうのは、それはちょっとおかしいんじゃないかと、長く安い負担金で下水道の恩恵を受けてきているということですよね。それで、先ほどの行政の考え方っていうのはどういう考えでもって第1負担区、第2負担区と順番を決めていたのかなと。

(議長) はい、10ページですね。金額の差について。齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 10ページをお開きいただきたいんですが、この10ページにはですね、第1負担区がからし色で塗ってありますけども、この地区が始め公共下水道ができたところなんです。本来、負担金額っていうのは同一が望ましいわけです。だから500円、600円、700円っていうのはないのが本来はいいんです。基本的には。ただ公共下水道をやってくうえで、この地区っていうのは単年度で短期間にぱっとやってしまえば、この負担金っていうのは一律でいいと私は思います。ただ今までの考え方として、ここのところが終わったら今度は次黄色、黄色が終わったら今度はグリーンですとか、こういう事業認可をとってきています。だから、当然この地区をやるときは、末端管渠の工事費を算出して、出していくと。こういうやり方が今までの下水道のやり方だと。だから当然、この当時の単価が負担金として反映されるということがあります。それで、その金額が先ほどおっしゃったような格差がでるといことは、我々としても好ましくないんです。なぜならば、地域の皆さんにこれから下水道の説明をします。何で私のところが200円も違うんですか。市の勝手にこういうもの遅れたんじゃないんですか。いうようなことを説明会で市民の方から言われております。我々としても大変返答が困っております。そういうことで、この負担区っていうのは基本的には同一が望ましいんですけども、今言ったような一気に下水道はできないというような事情がありまして、その当時の認可をしたときの金額、これで決めているからどうしても格差はでてくる、こういうことで我々としても市民の皆様になかなかご理解をいただけないというのが、今大きな問題となっております。うちの方としてもこれ以上あまり上げるということは好ましくないというのが今の考え方で、今回このような形で示していただいたということをお願いします。

(議長) はい、竹村委員さん。

(竹村委員) あの、ちょっと私の質問とずれていると思うんですが、この計画を策定する中で第1・2・3・4っていうのは、どういう考えをもつてこの計画を策定していったのかなと思うんです。それは先ほどから申してますように、第1負担区の方はもう何十年も下水道の恩恵を受けているわけですよね、そういう観点からどういう考えを持って策定していったのかなということを聞きたいんですが。

(議長) 第1負担区、第2負担区って年度が違ってきてるじゃないですか、その辺のことを答えればわかりやすくなるんじゃないんでしょうかね。

(齋藤下水道推進課長) 例えば、答えになっているかわからないんですが、いちおう考え方として我々としては、ここに終末処理場がありますね、ここに全て集まってくるんですよ。だから基本的には一番下流部ここから上流部っていうのが原則になっております。それで下水道は自然流下が原則でございます。そういうことで、当時は一番近いところから拡大をしていったという

こととございます。

(議長) 上総地区はどうなるんですか。

(齋藤下水道推進課長) 上総地区はですね、確かにここは突発的なアカデミアパークというような開発プロジェクトが出ました。それで、この地区を開発するにあたりまして、公共下水道がありませんというようなことで、市の方になんとかお願いできますかということで、うちの方がこれを迎え入れをしたと、それでこれを繋いだとこういう経緯があります。だから本来はこの計画っていうのは、ちょっと今言ったように政策的なものが優先したというのが実態です。

(議長) はい、竹村委員さん。

(竹村委員) それに関連しまして、第2負担区から現在第4負担区までやってるんですけども、水洗化率っていうのは、要するに第1、第2、第3ってどのような推移で水洗化率が進んでいっているかっていうのを教えていただきたいです。

(議長) 水洗化率の進捗状況は。はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 大変申し訳ないですけども、負担区ごとの水洗化普及率はないんですけども、総体のものしかないんですけども、そのへんの資料っていうのはちょっと今ないです。

(竹村委員) であれば、早くそういう恩恵を受けながら、使っていない状態があるっていうことなんですね、もし第2よりも第1の方が水洗化率が低いとかそういうのが表れれば、市側としては住民の皆さんにどのようにアピールしているのか、どのような働きをしているのかなと思うんですが。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 確かに、水洗化率というのは今言ったように現在は87.9%です。本来、これを早く100%にして、繋いでいただくということが我々の業務として考えているわけですけども、各内部のいろんなPRをすることによって皆さんにご協力をいただくしかないんですけども、それぞれ繋いでもらえないという方はいろんな事情がありまして、なかなか我々がお話しても繋いでもらえないっていうのが実態でございます。いずれにいたしましても、今言った委員のご指摘は当然、100%を目指せということだと思いますが、この努力はさせていただきますと思います。以上です。

(議長) はい、竹村委員さん。

(竹村委員) それは条例との関係はどのようになっていますか。要するに下水道事業で本管が通ったときに、どうしなさいとか。例えば、何年以内にはどうしなさいとか、そういうのは決められてないんですか。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 下水道法で決まっているのは、通常、汲み取りの場合は3年以内、水洗してあるところは1年以内とこれが法律で下水道を引いた場合、義務づけをされているものでございます。ですが、その通りに現実になっているかというとなかなか難しいというのがございます。

(竹村委員) それは、条例に罰則規定はないんですか。

(齋藤下水道推進課長) そのへんの罰則的なものは適用はしておりません。

(竹村委員) 条例にあるんですか。

(議長) 4ページの条例名のところの...

(齋藤下水道推進課長) 罰則は条例上はないです。

(議長) 罰則はないということです。竹村委員さん、よろしいですか。

(竹村委員) はい。

(議長) はい、玉造委員さん。

(玉造委員) 何回も同じで申し訳ないですが、受益者負担金を少なくするということは、いわゆるその末端管渠整備費、それと補助金の関係なんですが、今公共事業が何でも安値安定にきてると思うんですよ。それでこの21億2千万っていうのは、これは見直す余地は全然ないんでしょうか。

(議長) この金額について見直すかどうか。はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) はい、お答えします。この21億につきましては、管延長に現在の管のメーターあたりの単価、約13万円程度でございますが、それを乗じた総トータルになっていて、それがいわゆる21億ということでございますが、このへんは現状を加味した中では妥当であるということで基本的には変えないということです。

(議長) 変えられない、ということですかね。

(玉造委員) ただ、最終工程っていうのは入札かなんかで当然出てくると思うんですよ。まあ、そこいらのあれはあるわけですね。何かフレキシブルなところとか。

(議長) 今2回目に発言した内容は

(玉造委員) 21億2千万はそういう根拠に基づいてやっているということですが、最終的には、これは時間差があつてなかなか難しいと思うんですが、工事の入札とか、そういうことで21億2千万というのが決定するわけですよ。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) この事業費はそういった全ての過去の事例を考慮して、決めた価格であつて、これから入札してうんぬんという話ではないということでご理解いただきたいです。

(議長) なんか変動するかもしれない… はい、宮森委員さん。

(宮森委員) 前例踏襲を考えて700円とか、4分の1なんてのは、前例踏襲すれば妥当な線かもしれませんが、10月に下水道のあれ上がりましたよね、それが最初に提案されたのが25%ぐらいで提案されて、最終的に20%割りましたよね、そうすると、うへの計算の21億2千万っていうのは変えられれば、かける4分の1か、あるいは5分の1になれば、もっと安くなると思うんですけど、そういうようなことを考えると、この前の20%割ったような企業努力みたいなのが考えられませんか。今まで前例が700円だからって粘って650円になるかもしれないし。そういうことも考えて、前例、前例でいうとやっぱり729円を700円にきつたと、いう流れになりますけども、でも700円じゃなくて600円台にそれが下がれば、市民にとってはいいんですね。そういう考え方もあるんじゃないかと思ったんですけど。

(議長) 値上げのときの審議会では25%を19.5%にできたっていうことは、進出企業が期待できるとかで要素があつたわけですけど、そういうものは期待できないかということですね。

(宮森委員) そうですね。

(議長) はい、そのことについては。はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) はい、お答えします。確かに、そういうことで下げて市民の負担を軽減するってことは、大切なことであると思いますが、この使用料とは意味が違ってこの負担区については、金額は㎡の単価であつて、使用料とは若干ニュアンスも違って、極端に言えば650円にすればいいという話は確かにあると思いますが、なかなかそのへんが難しいかなと

いう気はいたしますね。確かに市民からみれば少しでも安い、1円でも安い、これは基本であると私は考えますが、このへんはご理解をいただければとこのように思います。

(宮森委員) だいたいわかりました。少子高齢化の時代で市民の生活の使用料なんてのは今までと違って、市民生活の1人あたりの使用料ってのはどうなんですかね、上がってるんですか、下がってるんですか。

(議長) このへんは都市部長、よろしくをお願いします。

(新井都市部長) はい、おっしゃる通りですね、このあいだ10月1日から2割ばかりの下水道使用料値上げをいたしました。もちろん、私どもとしましては経費の節減等、努めてできる限り市民の方々の負担にならないよう、努力して2割ということをお願いしたわけでございますけれども、今回のこの負担金の設定につきましては過去の実績ということで負担区を申しましたが、ということですね、入札の結果の落札値をもってかかった経費でやっていますので、その同じ額で算出した場合21億ということですので、今後詳細な設計をやれば多少の誤差があると思いますが、それにしても実績でやっておりますから、大きな狂いはなく、いわゆるこの負担金については、料金のように毎月お支払いしていただく仕組みとは違って土地を持っている方に最初に下水道に繋ぐときに1回だけの負担で、今まで第4負担区の700円でやっていますので、それとのバランスの関係もありまして、算出結果も729円ということで、700円を下回るということとはちょっと現時点では難しいということになってしまいます。

(議長) 都市部長のお答えよろしいですか。

(宮森委員) 私は考えていることは、いろんな面で引かれることが多くなってきている状態の中で、これは、否定するわけではないんですが市民生活やいろんな面で聞かれることが多くなってきた状態の中で、高齢化になってきた時代で年金とかそれ以外の収入がない人で引かれるのがだんだん多くなってくる、そうすると生活が苦しくなってきますね。そういう現状は木更津市にはないのか、あれば上げるのは少し小幅でしたほうが市民生活のためにいいのではないのかとそういう考えなので。

(議長) 都市部長お願いします。

(新井都市部長) 下水道部局なんですけども、今いただきました貴重な意見を市内部のいろいろな会議のときに市民負担を軽減するように私も一担当部長として機会があれば述べさせていただきたいというふうに考えております。

(議長) はい、綱島委員さん。

(綱島委員) 参考までにちょっと聞きたいんですが、前回の審議会で使用料上げましたよね、それで3ヶ月間、周知期間がありましたね。その3ヶ月間で市民から何か反響はありましたか。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 今現在で、私が承知しているのは何件かございます。なかには、説明不足だということでお叱りをいただいた案件もございますが、そのへんは十分ご説明をして、理解が得られるよう努めておるところでございます。

(綱島委員) わかりました。

(議長) はい、村田委員さん。

(村田委員) さっき齋藤委員も言うておりましたけども、木更津の算定方法はわかりましたけども、今、住民が各都市の状況を見て、安いところたくさんありますよね。その説明が市のほうでできますか。

(議長) はい、今村田委員さんの17ページですかね、柏とか茂原とか成田っていうのは安いところは差があるでしょ、2,000円とかまでの。その辺のところでもできれば少し説明していただいた方が。設定金額の幅があることについて。

(玉造委員) それと関連質問で。今の17ページは確かにいろいろ違うんですけど、これは16年度版ってなっておりますけども、供用開始とかそういうのから見ると千葉市の場合は昭和38年とか、いろいろ設定の年度が違うわけですね。そこいらの物価と合わせて、換算すると本当は見やすいのかなというふうに思いますが、確かに千葉市の場合には供用が昭和38年、そのときから87円から230円だったということ、木更津市の場合には昭和59年、ここいらでは物価の変動が所得倍増で大分違っていると思うんですよ。だからちょっとそこが…

(議長) 設定年度でね、そういうことですね。はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 17ページの県内の状況のところでございますが、確かに、 $m^2$ 単価で見させていただくわかるようにバラつきが生じますけども、一番右側に比率という欄があると思えますけども、ここに25から33、この率が提言に基づいた4分の1だと25%、3分の1だと33%、こういう提言に基づいた数値が出てくるわけです。従って、3分の1から5分の1が適正であるというような提言をいただいているわけです。その中で本市にとっては中間の4分の1を、今回、今までもそうですが、4分の1でいわゆる25%が妥当であるということで、その4分の1をかけた率だということで、他市の安いところ、それぞれ市によって事情が違いますので、それは比較対照にですね、市の状況によって違うと思えますので、基本的には今言った一番右側の比率、このところが県内の状況だということでご理解をいただければと存じます。以上です。

(議長) はい、村田委員さん。

(村田委員) この様な会に出すんだったらね、もうちょっと新しい資料を出すべきじゃないですか。古い30何年とか出さないで。

(議長) いや、それは歴史ですから。設定年度ですからずっと変わらないですよ。じゃあ、現在どうなんだって言ったらわかりづらいですよ。一番右の高いところがそうなのかもしれないですね。はい、玉造委員さん。

(玉造委員) あの、もう1つは下水道を10世帯のところ引くのに、まだそういうところは区域になっていないと思うんですが、10kmありましたよと、1kmのところ千人ありますよと、いうのは当然、事業費が変わってくるわけですよ。やっぱり千葉市とか船橋市とかそういうところは当然安くなる要素はあると、こういうふうに理解すべきだとは思いますが。

(議長) それはそうでしょう。密集してるところの方が安くできるんですよ。

(大野委員) 逆もありますよ。工事が大変じゃないですか。m数が少なくても管渠の工事費が高くなる。開削でできないところもありますから。

(議長) 逆もあるんですか。だから、玉造さん、そうとばかりは言えないということですね。

(玉造委員) 一般的にはそうでしょ。

(議長) でも、あんまり密集していると工事でも大変なようです。

(玉造委員) だからそれは、宅内工事っていうのは非常に大変だと思いますけど、本管工事はそんなには変わらないでしょ。

(大野委員) 枝線はちがいますよ。道路を。いいですか委員長。

(議長) はいどうぞ。大野委員さん

(大野委員) 今、工法の話がでたんでお答えしますが、まず基本的に受益者負担金っていうの

が、自分が住んでるところに下水が今度来てくれるから、自分たちも土地に見合ったお金を払おうじゃないかというのが基本じゃないですか。だから、今計算したんですけど、60坪の家を持っている方が自分の住む道路のところへ本管があって枝線が入ってくる。それが60坪だと198㎡で、今議論されているのが700円ですから、13万8千円なにがしですよ、さっき宮森先生がお話された様に650円にしても、12万8千円ぐらいなんです。下水を繋いでもらうために払わなきゃいけないお金っていうのが、今私が言った700円と650円っていうのはそのぐらいの差なんです。そのぐらいの言い方っていうのはおかしいですけど、市民の方々っていうのは1円でも安いほうがいいと思いますよ。我々もそのつもりでいろいろ行政に対してやっているんです。けれども、自分のところへ下水が繋がって環境整備に役に立っている、浄化槽から下水へ繋がられるっていうんだったら、それがいいって言うんだったら、それぞれ平等に土地を持ってる、200坪ある人はそれなりに払わなきゃいけないですよ。それが受益者負担金っていう意味なんで、工事のお話、さっき玉造さんされてたんですけど、議長にもお話されてましたけど、集落がいっぱいあるところが、距離が下水処理場から近いからって言うんですけど、たくさん集落があるところに、本管から枝線を入れていくのに、道路を掘らないところもあるんですよ。よろしいですかね。極端に言うって言いまして、開削をしないでモグラの様にしてって下水管を入れていくところは、もちろんさっき言ったようにm単価13万って言いましたけども、13万じゃありませんよ。だから、そういうものを含めてトータルで受益者負担金っていうことで、下水が接続される方のところへは、やっていただかなきゃいけないっていうのが基本的にあると思いますので、我々議会も基本的に周囲の代表で出てますので、そういう皆さんがおっしゃっている点は、かなり執拗に、都市部長はじめ、下水には借金いっぱい抱えてますので言ってるつもりなんで、その辺はご理解いただければありがたいんですけども。よろしくお願ひします。

(議長) いろんな事を周知されている方の発言なんですけども…はい、高橋委員さん。

(高橋委員) 普通、ここの下水処理場のあるところが当時、すり鉢型になっていて山から自然に流れてくるということばかりじゃないわけですよ、地形的に。そうすると、今回金田の一番低いところの負担金の値段を決めるっていうことは、あそこはポンプで上げて大変なエネルギーとお金をかけて、この下水処理場までもってくるっていう、その工事費を単なる500円、600円、700円とか決めたとすると、その間っていうのは、岩根地区なんです、それがマックスになると700円を越えられないっていうことに理解していいんですか。地形からいけば一番遠いところを今回、負担金の値段を決めるっていうことは、時代が変わっても、その間に説明がつかないですよ。すごく事業費が大きくなったとしても、負担金が700円っていうふうが決まったら超えられないんじゃないかなって私心配してるんですが、その辺はそうなんですか。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 高橋委員のご質問にお答えしますと、確かに、金田は大分お金かかります。こういった費用は市の公共で負担します。今回の負担区っていうのはこのエリアの中の補助事業でやったところは除きます。市の補助にならない地区の市の単独事業でやった費用を皆さんから負担していただくというのが負担金でございます。そういうことで今おっしゃったことは、こういうものを管理しているともっと高くなるじゃないか、という様なお話だと思うんですが、ここは公共で整備します。従って中だけです。そういうことでよろしいでしょうか。

(議長) よろしいですか。

(高橋委員) はい。

(議長) その他にいかがでございますか。はい、堤委員さん。

(堤委員) 今のお話で、負担の公平性っていう問題があると思うんですが、例えば、金田地区と請西地区でも今回同じように第5地区ということになるんですが、かなりそういうことでは状況が違うのではないかと。第5負担区だから今回700円ですよ、と。でも今言ったように金田と請西では、例えば下水処理場との距離の関係でも、何で請西の方が私どもそんなに高いんですかとか質問なり、疑問が出てくることもあると思うんですが、もう少しその辺を、こういう事情があるから距離が離れてても同じ第5地区として、同じ負担金としてお願いできるっていうような説明をもう少し住民の方にされないとですね請西の方と金田の方、今回同じ第5地区でやりますけども。負担金と同じであるということについての負担の公平性ってことで、それぞれ第5地区のなかでも私はもっとご説明された方がいいんじゃないかと思えます。

(議長) いかがですか。はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) お答えしますと、先ほど申し上げましたように...

(堤委員) いや、私の方にご説明いただくというよりも、今後のそういうことについて、きちっとご説明をされた方がいいんじゃないかという意見だということを受け止めてもらえば結構です。特に負担を受ける方に。

(議長) その意見は大分、区長さん方、そうなってくると思うんですが。大野委員さん、どうぞ。

(大野委員) 今、堤先生がおっしゃった件ですけど、いいっておっしゃったんで答えないですけど、逆にですね、あまりここで言っていないかどうかわからないですけど、請西の方の方が得しますよ。先に接続できますから。㎡700円払うのは一緒だと思います。ところが、金田に接続できるようになるのは何年か先になると思います。そうしますと、請西の方が今700円払って、早く2年後、3年後に接続開始ができるかもわかりませんが、そこらへんで先生がおっしゃった公平性っていうのが確かに、説明しなきゃいけないと思いますよ、逆に。金田の方には同じ700円払ってて... 要はそうでしょ、そういうことじゃないですか。

(堤委員) 私は具体的な形でどちらが得するのかはちょっとわからないんですが、ただ、あきらかに同じ第5区の中で、かなり離れた場所が対象で、それぞれ同じ負担をかけるっていうことの意味内容が、こういう形でそういう意味では公平性がとれますよ、というような、その辺はちゃんと説明された方がいいんじゃないかという趣旨で申し上げたんです。

(木村委員) 供用できるかどうかではなく、徴収の時期で決まるんじゃないんですか。値段は。

(議長) 供用・・・。供用できる時期によって金額が。

(木村委員) 供用できる時期で早く払うとか、遅くなる人は遅く、その単価でもらえば良いことだから同じことではないですか。

(議長) どうですか。今、木村委員さんのご発言。どうなんでしょうか。徴収する時期への・・・。

(木村委員) 5年先の供用できるのと、60年後の供用できるのと最初からもらってたんでは、ものすごく負担が大きくなってしまわないですか。

(議長) はい、そのへんはどうなんでしょうか。

(木村委員) 工事が始まってないんですから、工事の始まる時期が3年後と5年後じゃ違う話になっちゃうでしょ。

「事業認可区域の問題との発言あり。」

(木村委員) あまり利益の話ををだすと、負担区が離れているところを同じにするということが問題となってしまいます。そういう話になってはおかしいので、700円を設定するのはあくまでも年度で設定していくんだと。設定した時期でやらないと、工事費が同じだということで設定している訳ですから。それを、供用が早いと得しちゃうということになると、負担区の設定の仕方が工事が遅い方が損しちゃうという話になっちゃうと住民のみなさんそれではおかしいという話になってしまいます。

(議長) 逆に、難しいな。はい、玉造委員。

(玉造委員) お尋ねします。今の関連ですが、第5負担区の整備期間っていうのはいつからいつまでですか。第4負担区っていうのがあるんですが、まだ供用開始になっていないところもありますよね、実際には。平成7年度に事業認可がおりて、まだ供用開始になっていないところもありますよね。来年4月以降とか、ですから、第5負担区っていうのは、年度ごとっていうお話もありますけれども、事業の整備期間っていうのは最終的にはいつまでを予定しているんですか。これを言った方がわかりやすいと思うのですが。

(齋藤委員) 私も今関連で聞こうと思ったんですけど、金田っていつても15年後だ20年後だという話であれば、そういう雲つかむような話じゃいまさらという話もあるし、そのときには時代が又、変わってるだろうし、見通しとしては十数年後ですか。金田は。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 確かに、今回第5負担区を決めていただくわけですが、負担区を決めてすぐ皆さんから㎡700円をいただくわけではございません。それで工事をやるときに、市の方が公共下水道管を入れますから、そのときに、皆さんから受益者負担金をいただくということになっています。従ってその工事がいつかと言うと、来年、再来年というオーダーではないと思います。例えば、金田については今回の中島集落を先に工事できませんから、区画整理で周囲が全部整備されて、汚水ポンプ場できてから、今回の中島集落を整備しますので、今回設定はしますけども、この区画整理が終わってから整備に入っていくと、こういう事業年度的な考えです。

今の計画ではここは早く、平成25年までっていうのがありますけども。

(玉造委員) ということは将来はやりますよ、という結びつきを今やるということですね。

(齋藤下水道推進課長) そういうことをご理解いただきたいと思います。皆さんなかなか難しいところで説明不足で申し訳ございません。

(齋藤委員) ちなみに第4負担区まで38%しかいっていない、遅れている原因は何ですか。素人考えならもう60、70%いつても当然じゃないかと思うんですが、それが到達しない壁っていうのは何ですか。お尋ねします。

(議長) はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 現在の普及率は38.4%ということはありますけども、実際に面的に見ていただくと、だいたい64.5%が整備されております。それで清見台地区等、この白く塗ってあるところがほとんど未整備であります。この原因っていうのが、公共下水道は膨大な事業費がかかります。昔の景気のいいときは1年間で30億円で、今はせいぜい5億円です。だから、5億円だと面的には10haぐらいしか毎年できません。そういったことで本来、早くやりたいんですけど、費用と年数がかかるということが整備率が低い原因です。

(齋藤委員) わかりました。



(議長) いろいろとご意見、いただきましたけども。これで結論っていうのは皆さんどうですか。

(齋藤委員) 原案に賛成しますよ。

(議長) はい、齋藤委員さんから原案に賛成しますというご意見をいただきました。いかがでございませうでしょうか。はい、玉造委員さん。

(玉造委員) 算定によると729円から700円にしたということは、それなりの選択だと思いますので、止むを得ないなとこういうふうに思います。とにかく、一時の負担であるということをご理解いただければいいんじゃないのかなと。毎月の使用料とは違うんだと。

(議長) はい、大和委員さん、直接指名しますけども、いかがですか。

(大和委員) はい、止むを得ないことだと思います。私もシーアイタウンに住んで30年になりますけども、最初から水洗だったものですから、そういう認識がなくてですね、ちょっと今いろいろ勉強しております。

(議長) はい、金子委員さん。いかがでしょうか。

(金子委員) はい、私も初めてのこういう詳しい話し合いで、いろいろわかった部分がたくさんできてきました。今、でておりますけれども700円でいいのかなと思っております。

(議長) はい、ありがとうございます。大澤委員さん。いかがでしょうか。

(大澤委員) 原案通りでいいんじゃないかと思えます。

(議長) はい、渡利委員さん。いかがでしょうか。

(渡利委員) よくわからないんですけど、先のことばかり考えてね、ちょっと頭の中整理つかないんだけど、それぞれ現状は38%しかやっていなくて、これがなんでいかないのかなと。先にどんどん行っても、ただ雲をつかむ様な感じで...。しかし、今までの基準で行けば原案通りで行くしかないかなと、というような感じで。クエスチョンマーク的な賛成ですね。

(議長) はい、ありがとうございます。緑川委員さん。

(緑川委員) はい、原案でいいと思えます。祇園2・3丁目の計画についてお聞かせ願いたい。

(議長) 祇園地区について。須藤さん。

(須藤建設担当総括) 祇園地区につきましては、409号線に幹線が入ってございまして、ここに直接入っていくような枝線を数地区にわたって整備しております。それで今現在、向こう5年間あたり私共計画を立てておるんですが、大変申し訳ありませんが清見台地区については、もうちょっと東側の清川2丁目であったり、清見台東3丁目、清見台2丁目、そういったところあたりを力を入れてやっておりますので、祇園2、3丁目は一部整備がされているところはあるんですが、こういった幹線を整備した都合上、先ほど言ったところに力を入れようかなと進めております。

(議長) それじゃ納得いかないよね。後回しにされちゃう。はい、他にいかがでしょうか。

(大野委員) 力入れるとか言うんだったら、ちゃんと説明してやんなよ。小櫃堰のやつに入れてやるように考えてんじゃないの。2、3丁目だったら。そうじゃないの。

(須藤建設担当総括) 事業計画上はですね、3丁目の方は、直接幹線の方に繋ぐ計画にしております。あとは高専の西の方に公園がありますけども、ここの谷津の方に5号幹線という幹線を計画しております。この幹線を整備しないとこの清見台2丁目地区は整備にかかれないうような状況でして、向こう5年の中には入っていないというようなことでございます。

(議長) ありがとうございます。はい、玉造委員さん。

(玉造委員) 私のところは今供用していて非常にありがたいと思っているんですが、現時点で考えられている木更津市の普及率ということはどのぐらいを想定していますか。

(議長) はい、お答えをお願いします。はい、須藤さん。

(須藤建設担当総括) 全体区域という区域で説明させていただいたんですが、供用開始区域、5,494haの中で将来の計画人口が12万8千人ほどを見込んでおります。また一方で行政区域の人口なんですが、たしか15万8千人ぐらい。これが全て整備がされると、普及率のアップはこれを割り算しますと、81%になります。というような計画になっております。

(議長) はい、よろしいですか、玉造委員さん。

(玉造委員) そんなに上がるのかなと思ったんですけど... はい、ありがとうございます。

(議長) はい、村田委員さん。

(村田委員) 算定方法には賛成なんですけど、請西地区としてですね、請西東と請西の丁目の間に旧番地というのがあるんですよ。そこがまだ下水が繋がっていないのが住民としてはいつも不満がでるんですよ。最近の計画に入っていないことを説明していただけますか。

(議長) はい、今の請西の質問に対して。

(須藤建設担当総括) 旧道から南のところについては事業計画区域に入っていないところがあるんですが、負担区設定は事業計画区域に編入というのがまず先になります。面的な整備としては今65%程度、黒く塗られているところが整備されているという説明あったんですけども、これが80~90%近くになってこない、区域の拡大というのは難しいかと思います。まずこの白を埋めるというのをやっておりますので。

(村田委員) だから、請西東と請西丁目のこの狭いところをどうして繋がらないんだろうって住民が大変困っているんですよ。

(議長) 計画にないそうですから、なんとか入れてもらうように。

(村田委員) はい、要望だけでいいですから。

(議長) 私にも言わせてもらおうと、真舟団地っていうのはいつごろ入るんですか。齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 真舟団地は既成市街地となって30年以上たつてると思います。市としても当然早く整備しなくちゃいけない地区です。今回9月議会におきまして、西議員の方からいろいろご質問をいただいて、すでにご回答を申し上げた通り、今後、事業認可の拡大をするときに考えて、早急にここを整備して、千束台が今、区画整理を行っておりますから、これと合わせた事業認可を今回、県の方に働きかけていこうというようなことで調整に入っておりますので、よろしくをお願いします。

(議長) はい、わかりました。はい、竹村委員さん。

(竹村委員) 水洗化を推し進めて下さい。そうしますと、財源が潤ってきますので。努力をお願いします。

(議長) はい、水洗化よろしくをお願いします。はい、綱島委員さん。

(綱島委員) 私は原案に賛成です。

(議長) はい、宮森委員さん。

(宮森委員) だいたいわかってきたんですが、まだピンと来ませんが皆さんが賛成なら。

(議長) 住民への説明を何とかして下さいということですよ。はい、天野委員さん。

(天野委員) 初めて参加させてもらってこんなに難しいの勉強になりました。ただ、第2負担区のところをやっていただいていた方がいいなと思ったんですけど、料金が高いんで・・・。

(議長) はい、鈴木委員さん。

(鈴木委員) はい。東京湾の向こうから人口を呼ぶには、やはり下水道が完備してなければいけませんので、よろしくお願いします。以上です。

(議長) はい、よろしくお願いします。 はい、堤委員さん。

(堤委員) 700円で結構です。

(議長) はい、平岡委員さん。

(平岡委員) 私にとっては非常に興味深く皆さんの意見、伺わせていただきました。算出方法につきましては、729円も700円っていうのは十分賛同できる金額ではないかなと思っております。個人的には私は第2負担区の方に居住しております、もう15年来、公共下水道にごやっかいになっておりますが、引き込みが済んでない方を近所でもかなり多く見られます。下水道っていうのは利用している人間がお支払いするっていうシステムになっておりますが、下水管が来なくてっていう意見が多い中で、私どもの方は目の前に来ていても工事をしないで、水道料金の何%でかかってまいりますので、これがやはり皆さんの負担になっているのかなと思っておりますが、そのへんがもうちょっとクリアされて、もっと多くの方が公共下水道が利用できるような木更津市になってほしいなということをお伝えいたします。

(議長) いいご意見ですね、まだ引き込んでないところ多いんでは。はい、江野澤委員さん。

(江野澤委員) 工事をやる前には地元の人々の理解、説明が第一だと思うんですよ。ホームページなど見ればいいんですけどね。話変わりますが、今アクアライン、江川の方からやることになっているんですが、君津整備事務所の方には、工事をやる前に必ず説明して下さいということで説明会を開くようになってます。今いろいろ聞いたんですが、工事やる際に私区長なんですが、いろいろ質問されてもですね、今聞いたことを答えられるかって言ったらできないわけですよ。ですから、それが第1だと思います。ましてや、金額の件もありますから、やはり、今値上げしても、10円上げるのになかなか厳しいですよ。ですから、設定年度の第4負担区が平成7年度から700円ですから、それからだいぶ年数も過ぎてますから、金額的には私はこれでいいんじゃないかというふうに思います。地元に対しては一番は説明が大事だと思いますから、よろしくお願いします。

(議長) はい、ありがとうございます。はい、齋藤課長。

(齋藤下水道推進課長) 今の件についてお答えしますと、市の方は工事をやる際に関しましては必ず地元の区長さんと通じまして、地区の関係者の皆さんに説明会をやってから実施しますのでよろしくお願いします。

(江野澤委員) はい、わかりました。

(議長) その他いかがでしょうか。では、以上でご意見等、ご質問等、終了させていただきます。最後の議案、(3)のその他ですが、事務局の方よろしくお願いします。

(齋藤下水道推進課長) では、委員の皆さん大変ご苦勞様でした。皆さんの活発的なご意見をいただきまして、市といたしましては、皆さんの貴重なご意見を肝に銘じまして、今後下水道事業の推進にかかっていきたいとこのように私は考えております。そして、負担金につきましては、今皆さんの基本的なご賛同をいただければ、次回に諮問をさせていただきたいと存じます。

1月の下旬ごろを予定しておりますので、よろしくお願いします。以上です。

(議長) はい、ありがとうございました。 はい、渡邊委員さん。

(渡邊委員) 築地地区のショッピングモールができることによって、排水量はどのくらい増え

るんですか。

(三澤計画調整担当総括) 大変申し訳ございません。今、概略の数字が頭の中に残ってなくて、今お答えすることができません。

(渡邊委員) 現在まだわからないということですね。

(三澤計画調整担当総括) そうですね。

(渡邊委員) ただ排水路付近に、県下でも有数な漁場を持っていますので、その排水によってアサリの生死にかかる、またノリが溶けてなくなったりするのが心配なもので。

(議長) わかり次第、下水処理漁業関係委員会でも開催していただければと、これは渡邊委員さんから申し出があったと、いうふうに今日は理解していただいているのでしょうか。

(渡邊委員) はい。

(議長) 竹村委員さん。

(竹村委員) 私事で申し訳ないんですけど、やはり会議に参加するために、会議の期日っていうのは、長いスパンをもって連絡していただきたいなど。仕事しておりますので、少なくとも一月半から二月前ぐらいには開催を知らせていただければ、また次回も参加できるかなと思いますので。

(議長) はい。今回事務局は何日前に案内を出したんですか。

(齋藤下水道推進課長) 大変申し訳ございません。我々だいたい基本的には2週間ぐらい前を目標に皆さんにご通知を申し上げているところではありますが、今回現行は私のミスで大変申し訳なく思っております。今回25日ということで皆さんにご通知を申し上げたところ、30日に変更させていただいたことは、大変申し訳なく思っております。今後、早めに連絡をいたしまして、皆さん全員の出席を願うということで今後対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(議長) 何日前って決めいただいた方がいいんじゃないですか。

(齋藤下水道推進課長) 今考えているのは1月の下旬ぐらいを予定しておりますので、できれば年内が本当はよろしいかと思うんですが...

(竹村委員) できれば1月の何日とか、日にちを決めていただきたいです。

(齋藤下水道推進課長) では12月になりましたら、日にちを決めまして、

(議長) それじゃあ、1ヶ月きつちゃうからダメですよ。

(竹村委員) 例えば、いろんな委員会、審議会でするんですが、次回は何月何日です、というふうに必ず出てくるんですけども、下水道事業の場合はこういうのは難しいですか。

(大野委員) 別に、課長が一人で決めるんじゃないんだから、今会長と決めればいいじゃないですか。

(齋藤下水道推進課長) 次回は、答申があつて、市長の出席があるので、この調整もありますのでここでは決められません。

(議長) でも市長の出席するのでも1ヶ月前ぐらいには案内をいただきたいと言っているんですが。じゃあ、そのように今日は決めないけどよろしいですか、1ヶ月前に案内をいただくと。

(竹村委員) はい、早めにいただくということで。

(議長) 次回、諮問ですますから、答申ということでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) それで、年内希望されているみたいなんですけど。

(齋藤委員) 12月の下旬が一番忙しいときですから、できれば1月がいいですね。

(議長) それでは、次回の諮問ができる日は1月の下旬ということで、それで期日の案内を1ヶ月前にするということで、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) それでは、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。今日の審議会はこれで閉会させていただきます。議事にご協力ありがとうございました。

一同拍手

以上

議事録署名

印